

○大分県国民健康保険財政安定化基金条例

平成二十八年三月八日  
大分県条例第一号

大分県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

大分県国民健康保険財政安定化基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第八十一条等の二第一項の規定に基づき国民健康保険の財政の安定化を図るため設置する大分県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額とする。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合及び同条第二項の規定により県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(基金による交付事業の要件)

第七条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第十七条第一項に規定する条例で定める特別の事情は、災害その他の知事が認める特別の事情とする。

(財政安定化基金拠出金の徴収)

第八条 知事は、算定政令第二十二條第一項の規定により、全ての市町村から、財政安定化基金拠出金（法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金をいう。以下同じ。）を徴収する。

2 知事は、前項の規定により各市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該市町村が納付すべき財政安定化基金拠出金の額を算定し、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

3 第一項の規定により各市町村から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、算定政令第二十二條第二項の知事が定める額を当該市町村の被保険者（法第六条の都道府県等が行う国民健康保険の被保険者をいう。）の数に応じて知事が別に定めるところにより算定した額とする。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び次項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(処分の特例)

2 知事は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第六条に規定する場合のほか、法附則第二十五条に規定するところにより、基金の全部又は一部を処分するこ

とができる。

附 則(平成二九年条例第三九号)

(経過措置)

- 3 当分の間、第八条第三項中「被保険者（法第六条の都道府県等が行う国民健康保険の被保険者をいう。））」とあるのは、「一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者（法第六条の都道府県等が行う国民健康保険の被保険者をいう。））」とする。